

○新見市創業・事業承継支援事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第79号

(通則)

第1条 この告示は、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新見市創業・事業承継支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市内での創業（第二創業を含む。）・事業承継（以下「創業等」という。）を行う者に対して、創業等に要する経費（第二創業の場合は、既存事業を廃止する費用を含む。）の一部を補助することにより、創業等を促進し、市の産業・経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 市内に事業所を有する事業者をいう。ただし、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者は、除くものとする。
- (2) 創業 事業を営んでいない個人が、市内において、地域の需要や雇用を支える事業を新たに開始することをいう。
- (3) 第二創業 市内において、既に事業を営んでいる中小企業者等が、これまで営んでいた業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の中分類における業種）とは異なる業種に属する事業を市内で営むことをいう。
- (4) 事業承継 市内で1年以上営んでいる中小企業者等から当該事業を承継し、当該事業を継続して実施することをいう。
- (5) 後継者 先代経営者の事業を引き継ぐ者をいう。ただし、交付申請時に満年齢60歳以下の者であること。
- (6) 創業・第二創業の日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日又は新事業若しくは新分野による事業開始の日を、法人にあつては登記事項証明書に記載された設立年月日又は新事業若しくは新分野による事業開始の日をいう。
- (7) 事業承継の日 個人事業者の場合は、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の開業日を、法人の場合は、代表者の変更日をいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域産業の振興に資する事業又は地域課題の解決に資する事業として、雇用が創出、継続又は拡大すると見込まれる創業等とする。

(補助対象者)

第5条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において補助

金の申請年度内に創業等を行う者若しくは創業等の日の翌日から起算して6月を経過しない者であつて、新見商工会議所又は阿哲商工会（以下「支援機関」という。）の支援を受けた事業計画を作成し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人にあつては、補助事業の完了までに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録される見込み（記録された者を含む。）のある60歳未満の者、法人にあつては、補助事業の完了までに市内に事務所又は事業所を有する見込み（有する場合を含む。）があること
- (2) 創業等に際して法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業の日若しくは事業承継の日までに有する見込みがあること
- (3) 創業等の日以後、当該事業を5年以上継続して実施する見込みのある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 国、県又はこれらの外郭団体等から、同様の事業について補助金等の交付を受けている場合
- (2) 別表第1に掲げる業種に該当する場合
- (3) 交付申請日において、他の法人の代表及び役員職にある者、ただし、第二創業及び事業承継の場合は、この限りでない。
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を創業等する場合
- (5) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象となっている場合
- (6) その他市長が適切でない判断する事業を実施しようとする場合
（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付決定日から補助事業の完了までに要する経費であつて別表第2に掲げる経費のうち、創業等のために必要な経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に別表第3に定める補助率を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とする。この場合において、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一の者に対して1回限りとする。

（補助事業の期間）

第8条 補助事業の期間は、単年度とする。

（補助金交付申請）

第9条 補助金交付を受けようとする補助対象者は、新見市創業・事業承継支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 納税等状況調査同意書
- (3) 経費の積算根拠が確認できる書類（図面、カタログ、見積書等の写し）
- (4) 誓約書（様式第2号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、適正と認められたときは、新見市創業・事業承継支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査について、支援機関に依頼することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金交付を決定する場合には、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更し、中止又は廃止する場合は、あらかじめ新見市創業・事業承継支援事業補助金に係る事業(計画変更、中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の承認には、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度末のいずれか早い日までに、新見市創業・事業承継支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業報告書

(2) 事業収支決算書

(3) 創業の場合は、税務署に提出した開業届の写し又は法人登記事項証明書の写し

(4) 第二創業の場合は、新事業若しくは新分野による事業を開始したことがわかるもの

(5) 事業承継の場合は、事業承継がされたことがわかるもの(廃業届及び開業届又は代表者変更登記の写し等)

(6) 補助事業に係る領収書等の写し又は支払を証明する書類

(7) 事業所の改修を行った場合には、実施状況に関する証拠となる写真

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、創業等の日以後5年間は、事業状況報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、内容の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、新見市創業・事業承継支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに新見市創業・事業承継支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により補助金の支払

を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、第11条の規定による補助事業の廃止の申請があった場合及び次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 創業等の日から起算して5年を経過する前に、補助金を活用した事業を廃止したとき
- (2) 補助事業者が規則又はこの要綱若しくはこれらに基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (3) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (5) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金に係る経理)

第17条 補助事業者は、補助金に係る収支を明確にした書類等を作成し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、新見市創業・事業承継支援事業補助金に係る取得財産等処分承認申請書（様式第9号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

3 補助事業者が、不当な理由により取得財産等の処分を行った場合は、これに係る補助金を市長に対して返還しなければならない。

(協力)

第20条 補助事業者は、市長がその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

<p>補助対象外とする業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）」による。）</p> <p>(1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの）</p> <p>(2) 漁業（大分類Bに含まれるもの）</p> <p>(3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの）</p> <p>(4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）及び歯科診療所（小分類833）</p> <p>(5) 以下のサービス業等</p> <p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業</p> <p>② 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）</p> <p>③ 芸ぎ業（細分類8094に含まれるもの）</p> <p>④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）</p> <p>⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの）</p> <p>⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）（細分類9299に含まれるもの）</p> <p>⑦ 易断所、観相業（細分類7999に含まれるもの）</p> <p>⑧ 宗教（中分類94に含まれるもの）</p> <p>⑨ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）</p>

別表第2（第6条関係）

補助対象経費	対象となる経費	対象とならない経費の一部
創業等に必要官公庁への申請書類作成に係る経費	<p>開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費</p> <p>※作成経費内に右記のものが含まれている場合は、相当額を除外する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記、会社設立登記、廃業登記、登記事項変更等に係る登録免許税 ・定款認証料、収入印紙代 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
店舗等借入費	<p>(1) 店舗、事務所、駐車場の賃借料・共益費</p> <p>(2) 店舗、事務所、駐車場の借入に伴う仲介手数料</p> <p>(3) 住居兼店舗、事務所については、店舗、事務所専有部分に係る賃借料のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等 ・火災保険料、地震保険料 ・申請者本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費 ・市外の店舗、事務所の賃貸借契約

	<p>※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。</p> <p>※補助対象事業期間中に契約の締結が必要</p> <p>※補助対象事業期間中に支払われるもの（最長12か月）</p>	<p>に係る賃借料・共益費、借りに伴う仲介手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者に貸す部屋等の賃借料
設備費	<p>(1) 店舗、事務所の開設又は事業承継時のリフォームに係る外装工事・内装工事費用（住居兼店舗、事務所については、店舗、事務所専有部分に係るもののみ。）</p> <p>※市内施工業者へ発注する部分のみを対象とする。</p> <p>※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。</p> <p>(2) 市内で使用する機械装置、工具、器具、備品の調達費用（10万円以上のもの）</p> <p>(3) 本補助事業の遂行に必要なとなる車両の改造費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・不動産の購入費 ・車両の購入費 ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用（例：パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの） ・市外の店舗、事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用 ・市外に設置又は配備する機械装置、工具、器具、備品の調達費用 ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないソフトウェアの購入費、ライセンス費用
原材料費	<p>試供品、サンプル品の製作に係る経費（原材料費）として明確に特定できるもの（補助対象期間内に使い切ることを原則とする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主として販売のための原材料仕入れ、商品仕入れとみなされるもの ・見本品（試着品・試食品）や展示品であっても、販売する可能性のあるものの製作に係る経費
広報費 （自己、自社で行う広報に係る費用に限る。）	<p>(1) 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用（出展料・配送料）</p> <p>(2) 宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用</p> <p>(3) ダイレクトメールの郵送料、メール便などの実費</p> <p>(4) 販路開拓に係る無料事業説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入費用 ・本補助事業と関係の無い活動に係る広報費（補助事業にのみ係った広報費と限定できないもの）

	<p>明会開催等の費用</p> <p>(5) 広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品(商品・製品版と表示や形状が明確に異なるもののみ)</p> <p>※商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品として使用できないものであること</p>	
在庫処分費 (自己、自社所有物に限る。)	<p>第二創業の場合に、既存の事業における商品在庫を、廃棄又は処分するために支払われる経費</p> <p>※補助対象事業期間中に契約の締結が必要</p> <p>※処分及び支払が補助対象事業期間中に完了すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品在庫を売って対価を得る場合の処分費
処分費 (自己所有物に限る。)	<p>(1) 第二創業の場合に、既存事業の廃止に伴う機械装置、工具、器具、備品の処分費</p> <p>(2) 第二創業の場合に、既存の事業において所有していた設備機器等を解体する際に、支払われる経費</p> <p>※補助対象事業期間中に契約の締結が必要</p> <p>※解体、処分及び支払が補助対象事業期間中に完了すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の解体費 ・消耗品の処分費
原状回復費及び修繕費 (借用物に限る。)	<p>(1) 第二創業の場合に、既存の事業において借りていた事務所や工場等の建物、設備機器等を返却する際に、故障が生じているものについて、修繕するために支払われる経費</p> <p>(2) 第二創業の場合に、既存の事業において借りていた土地や建物、設備機器等を返却する際に修理して原状回復するために支払われる経費</p> <p>※補助対象事業期間中に契約の締</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己所有物の修繕費 ・返却する際に故障の生じていないもの ・原状回復の必要が無い、賃貸物件及び設備機器等

	<p>結が必要</p> <p>※原状回復、修繕及び支払が補助対象事業期間中に完了すること</p>	
委託費	<p>(1) 事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(市場調査について調査会社を活用する場合等)</p> <p>(2) 士業や大学博士・教授等以外の専門家から本補助事業に係る指導・アドバイスを受ける経費</p> <p>(3) 初期診断、課題分析及びコンサルティング、事業承継計画、企業価値の算出等の事業承継の戦略策定に係る経費</p> <p>(4) 仲介及びマッチング登録料、着手等M&Aの仲介委託料等のM&Aの仲介に係る経費</p> <p>※委託費は、補助対象経費総額の2分の1を上限とする。</p> <p>※委託契約の締結が補助対象事業期間中に必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造委託及び開発委託に係る費用
その他費用		<ul style="list-style-type: none"> ・求人広告 ・通信運搬費(電話代、切手代、インターネット利用料金等)、光熱水費 ・プリペイドカード、商品券等の金券 ・事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代 ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費 ・申請者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用 ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用

		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等車両の修理費・車検費用 ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 ・各種保険料 ・振込手数料、代引き手数料 ・借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造及び開発の外注に係る費用 ・上記を含め、他の事業との明確な区分が困難である経費 <p>上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費</p>
--	--	--

（備考）

1 M&Aとは事業譲渡、株式譲渡等により第三者に経営権を移転することをいう。

別表第3（第7条関係）

補助対象事業の区分		補助率	
		市内	移住
創業		2分の1	3分の2
事業承継	先代経営者の3親等以内の親族が行う場合		
	上記以外の者が行う場合（従業員・M&A等）	3分の2	
第二創業			